

令和7年度事務事業評価表

事務事業名	終活情報登録事業			担当課	成年後見センター	事業種別	区補助
				担当係	成年後見事業推進係		
開始年度	令和7年度	計画体系	3 一人ひとりが自分らしく安心して暮らせるまちをつくります → (3)権利擁護支援の推進				
根拠法令等	終活情報登録事業実施要領						
事業区分	事業	社会福祉	拠点	成年後見センター事業	サービス	人生のエンディングの準備支援事業(終活情報登録事業)	
事務事業目的	高齢者等が意思表示ができなくなったとき又は自身の死後に備え、緊急連絡先への情報提供体制を確保するとともに、あらかじめ葛飾区社会福祉協議会に登録した情報を警察、消防、医療機関、葛飾区福祉部福祉管理課、高齢者支援課、障害福祉課及びあらかじめ照会可能な緊急連絡先として登録された者からの照会に対して、速やかに回答できる体制を整えることにより、本人の意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療及び円滑な死後事務等の実現につなげ、本人の尊厳を守るとともに、今後の人生をより豊かに安心できるものにする。						
実施内容	<p>【概要】 高齢者の方などが「もしもの時」に必要な情報をご家族や大切な方に伝えられるようにするため、終活に関する緊急連絡先や医療などの情報を社会福祉協議会に登録することで、もしもの時に登録情報を指定した方等に伝える。</p> <p>【対象者】 ① 区内に住所を有している一人暮らしの65歳以上の方 ② 疾病、障害、認知症等により明確に意思表示することが困難な状態の家族(親族に限る)と同居し、一人暮らしと同様の状況にある区内に住所を有している65歳以上の方</p> <p>【登録方法】 登録申請書に必要事項をご記入のうえ、社会福祉協議会へ提出。提出後、登録証・登録カードを発行。</p> <p>【開示方法】 登録されている方が意思表示できなくなった時やお亡くなりになった時に、あらかじめ登録した開示先(親族など)、警察署、消防署、医療機関、葛飾区の福祉関係各課からの開示請求に基づき、事前に登録してあった情報を開示する。</p>						

指標		指標の根拠	単位	区分	R4	R5	R6
成果	登録者数			目標			
				実績			
活動	開示請求件数			目標			
				実績			
—	—	—	—	目標			
				実績			
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—
—	—	—	—	目標	—	—	—
				実績	—	—	—

備考	
----	--

コスト内訳(千円)		R4	R5	R6
収入	特定財源			
	一般財源 (a)	0	0	0
	事業費 (b)			
支出	職員人件費 (c)			
	業務量(人)			
	間接費 (d)	0	0	0
	調整額 (e)	0	0	0
	退職給与引当	0	0	0
		0	0	0
		0	0	0
	(控)コスト対象外	0	0	0
トータルコスト (f=b+c+d+e)	0	0	0	

単位当たりコスト(円)	R4	R5	R6
単位の定義	登録者数		
実績数値 (g)			0
単位あたり社協単コスト (a/g)	—	—	—
単位あたりコスト (f/g)	—	—	—

実施状況に対する評価	<p>〈開始に向けての動き〉 6月24日 合同民児協で周知 7月5日 社協だよりで周知 7月上中旬 区内消防署、警察署に制度説明 7月15日 相談受付開始 8月15日 高齢者総合相談センター所長会で周知</p> <p>〈登録者〉 8月15日現在:3人</p>
今後の方向性【改善】	<p>高齢化の進展や世帯の縮小、家族関係の希薄化等により、身近に頼れる家族がいない人が増加しており、高齢者等が可能な限り身近な地域で自立した日常生活を営むことが出来る体制作りをする必要性は高まっている。</p> <p>補助事業であるため、登録者が死亡したことを区が把握した場合でも区から社協に個人情報を提供することは難しいとの考え方が区から示されている。</p> <p>同様の事業は、把握できた中では全国で15件ほど実施されているが、直営が12件、委託が3件であり、いずれも自治体の事業として実施している。</p> <p>区と社協で登録者の情報共有が出来るよう、実施体制について引き続き区と協議していく。</p>